

二級河川宮田川水系河川整備計画

平成17年12月

福 島 県

宮田川河川整備計画（案）

目 次

	ページ
第1章 河川整備の目標に関する事項	1
第1節 宮田川流域の概要	1
第2節 河川整備の現状と課題	4
1．治水の現状と課題	4
2．河川の利用及び河川環境の現状と課題	5
第3節 河川の整備に関する目標	8
1．河川整備計画の対象期間	8
2．河川整備計画の対象区間	8
3．洪水、高潮等による災害の防止または軽減に関する目標	8
4．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	8
5．河川環境の整備と保全に関する目標	8
第2章 河川の整備の実施に関する事項	9
第1節 河川の整備の実施に関する事項	9
1．洪水、高潮等による災害の防止または軽減に関する整備の実施	9
2．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備の実施	9
3．河川環境の整備と保全に関する整備の実施	9
第2節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	10
1．河川工事実施箇所及び目的	10
2．整備内容	11
第3節 河川の維持の目的、種類、施工の場所	12
1．河川の維持の目的	12
2．河川の維持の種類及び施工の場所	12
第4節 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項	13
1．地域ぐるみの河川整備	13
2．計画の見直しに関する事項	13

第1章 河川整備の目標に関する事項

第1節 宮田川流域の概要

宮田川は福島県相馬市小高町神山地区の丘陵地帯にその源を発し、国道6号近くで泉沢丘陵に源を発する岩落川を合わせ、小高町南部を東流し、小高町井田川地区で太平洋に注ぐ流域面積18.1 km²、法河川延長6.88kmの二級河川です。(図 - 1、表 - 1参照)

流域の地形は、標高約100mほどの丘陵地帯から、真っ直ぐに東流し、JR橋と交差する地点より下流は、勾配が緩やかになり、地形は扇状地を形成するようになります。途中で泉沢丘陵を流下する岩落川を合流し、国道6号付近からは標高が海面下である水田地帯を流下して、太平洋に注ぎ込んでいます。また、中～下流の丘陵地は、地形浸食により細かい沢が形成されており上流側に比べやや複雑な地形となっています。

流域の土地利用状況は、古くから干拓事業等による開田が行われ(図 - 2参照) 宮田川沿川の低平地の大部分が水田として利用されていることもあり、水田と丘陵地がそのほとんどを占めています。

上流山間部の地質は、第三紀鮮新世の仙台層郡の砂岩が広く分布しています。右岸側には砂岩を覆う第四紀更新世の段丘堆積物が河川に沿って局所的に分布しています。中流～下流域の丘陵地には、砂岩相の上位に位置する泥岩および砂岩薄層を含む泥岩が広く分布しています。中～下流域の河川沿いの低地には、谷底平野堆積物が広く分布しています。(図 - 3参照)

産業についても、干拓地を活かした第一次産業が主体となっています。

流域の主要交通網は、国道6号、JR常磐線といった交通幹線が南北に縦断し、浜通り地方の市町村を結ぶ主要な幹線として機能しています。

気候は太平洋側の気候に属し、夏は「やませ」と呼ばれる海からの涼しい風が吹くため比較的気温は上がり、また、冬は晴天日が多いため、暖かく、雪がほとんど降らないという、浜通り地方特有の気候を示しています。年平均気温は12.7 で、県内他地方とあまり変わらないものの、年較差は少なく、降水量は梅雨期・台風期に多く降り、年平均降水量は約1,510mmとなっています。(表 - 2参照)

表 - 1 流域面積及び流路延長

	1次支川	流域面積(km ²)	流路延長(km)
宮田川		16.4	6.88
	岩落川	1.7	2.3
合計		18.1	9.18

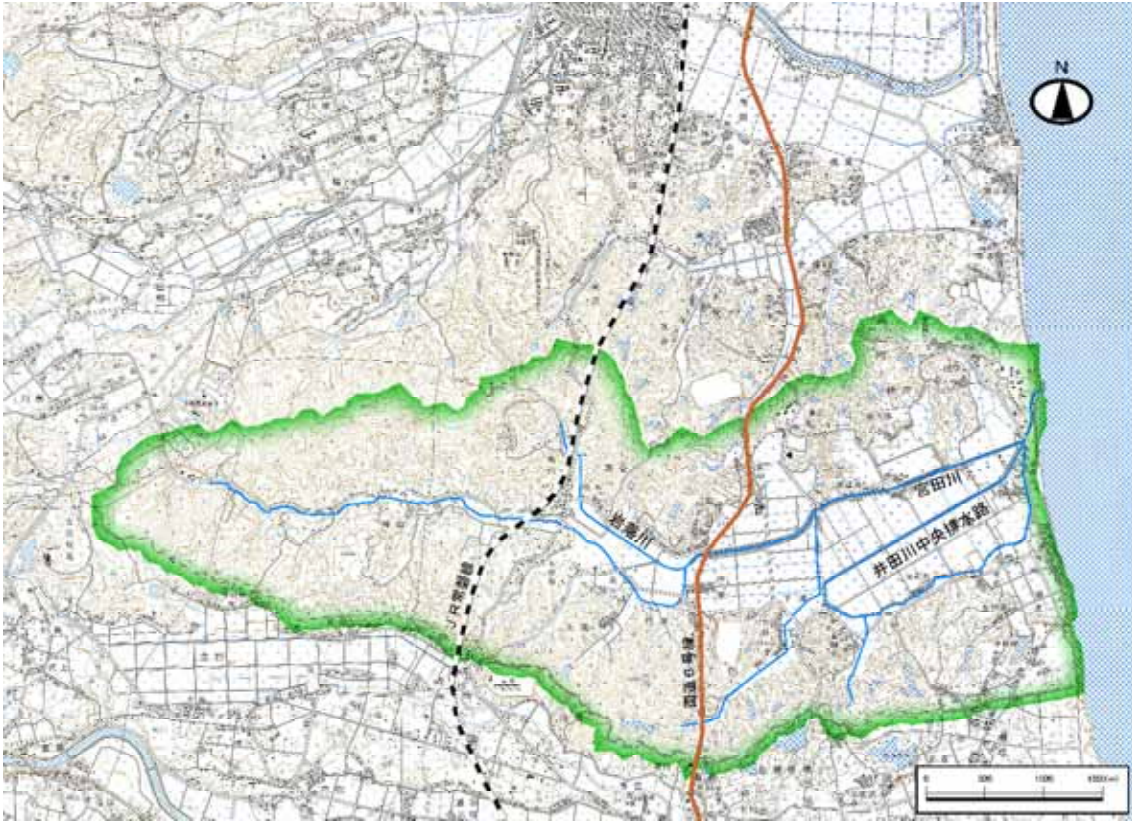


図 - 1 流域概要図



図 - 2 干拓前の宮田川 (明治41年測量)

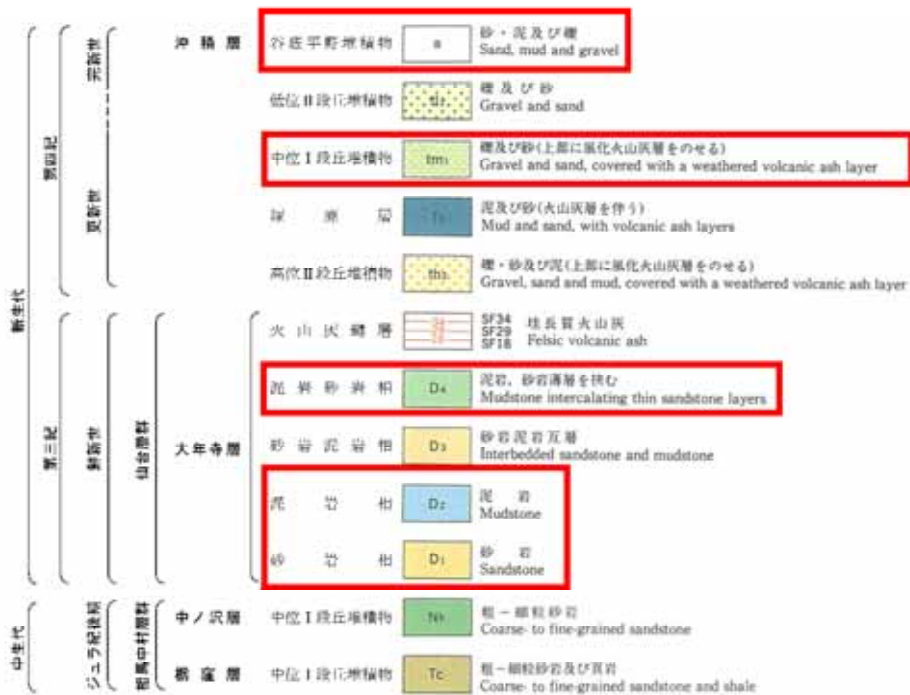
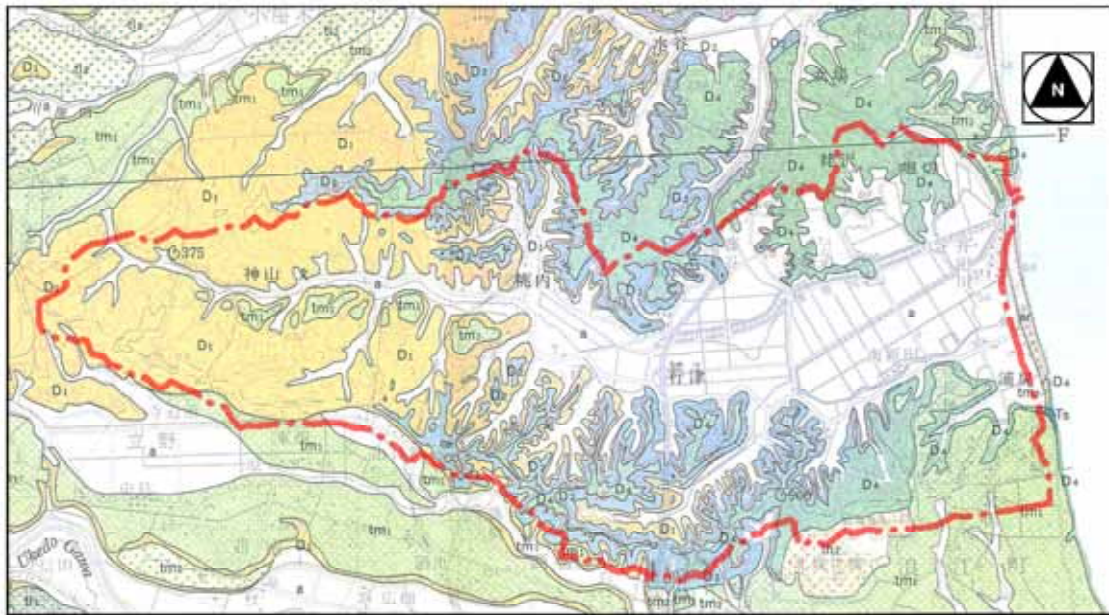


図 - 3 地質図

表 - 2 各地方における年平均気温、総降水量

	宮田川 (浪江観測所)	福島市	会津若松市
年平均気温	12.7	12.8	11.4
年平均総降水量	1,508mm	1,105mm	1,134mm

出典：「アメダスデータ平均値」

第2節 河川整備の現状と課題

1. 治水の現状と課題

本格的な河川改修の始まる昭和40年代より以前は、宮田川の流下能力は極めて小さく、また下流部は井田川浦を埋め立てた干拓地で、水はけの悪い低平地であることから、古くより出水の度に河川の氾濫や内水被害が繰り返されてきました。

これまで、治水事業としては、昭和41年、昭和44年洪水を契機に、昭和45～54年にかけて、宮田川下流部において局部改良事業を実施し、また宮田川上流部や岩落川においても災害復旧事業を行ってきました。

更に、下流部では昭和58年より統合二級河川整備事業（旧小規模河川改修事業）を実施し、現在も築堤等による河川改修の進捗を図っています。

また、下流の干拓地内においても、井田川排水機場(S34～42)小高排水機場(S54～60)、福浦南部排水機場(H7～H17)を設置し、湛水防除事業を実施しています。

このように、河川の安全度は徐々に向上していますが、近年においても、昭和57年8月、昭和61年8月、平成元年8月、平成3年8月降雨等により被害を受けているため、今後、河道改修等によるハード面からの治水安全度の向上を図るとともに、雨量・水位等の情報の提供、避難経路の周知、水防体制の強化などソフト面の対策も併せて実施していく必要があります。

(2)流況

宮田川では、農業水利事業によりかんがい用水が補給されるようになり、流況は改善されましたが、現在流量観測を実施していないため、今後は流量データの蓄積を積極的に実施し流況の把握を行い、流水を適正に管理していく必要があります。

(3)水質

宮田川上流部には、清流を好むホトケドジョウなどが生息しており、水質は良好なものと推測されますが、現在、水質調査が行われていないため、今後は、経年的な水質調査により水質の変化を把握し、流域住民及び関係機関と連携して水質の保全及び改善を図っていく必要があります。

(4)河川利用

宮田川は、水田地帯を流下している河川であることから、主に田園風景を親しむ人達の散歩道等に利用されています。

また、国道6号上流については急勾配の護岸で施工されているため、川に近づくことができない状況になっています。

今後は、河道改修に合わせ親水性の向上を図っていく必要があります。

(5) 動植物

山間部にあたる上流域は、ほぼ全川にわたり護岸が施され、河道内に植生はみられない単調な流れの箇所と、河道内に形成された砂州にツルヨシ、マコモ等の大型抽水植物とチガヤやヨモギ等の水田雑草群落が繁茂して、水際線や滲筋が多様に変化する箇所がみられます。河床は砂から中礫であり、水質も良好で、ホトケドジョウ、スナヤツメといった清流を好む魚類が生息する場であるとともに、緩やかな流れを好むタナゴ等の生息場所にもなっています。また、キジバト、ハクセキレイ、モズ等の住宅地や農耕地に多くみられる種が主に生息していますが、河川の背後の山間地を生息場とするコジュケイ、アオゲラ、メジロ等の森林性の鳥類も確認されています。

下流の河道は直線的で、水はゆったりと流れており、河道内には瀬・淵が形成されています。ここには緩やかな流れを好むタナゴや、泥底にはジュズカケハゼ等が生息しています。水際にはマコモ等の抽水植物が一部みられるとともに、高水敷及び高水護岸部は土羽であることから、河道内にはチガヤをはじめとした草本類が繁茂しています。河川の草地空間は、河川沿川の水田地帯と一体となり、セキレイ類やサギ類等の良好な生息環境となっています。途中、万年堰による湛水区間もあり、広い水面ではカワセミなどが餌場として飛来する光景を見ることができます。

このように、宮田川は良好な自然を有していることから、今後もこれらを保全していくことが重要な課題といえます。



下流部の状況

上流部の状況



第3節 河川の整備に関する目標

宮田川は古くより、農業用の用水路として地域に密着してきた河川です。今後は、より地域に密着した川になるために、河川整備においても、地域住民のニーズを反映した河川整備を実施する必要があります。よって、本整備計画においては、地域密着型河川への土台づくりとして、水量、水質等の基礎情報の蓄積に力を入れ、地域住民とのパートナーシップの構築に努めていきます。

1．河川整備計画の対象期間

本整備計画は、「二級河川宮田川水系河川整備基本方針」に基づく河川整備の当面の目標を定めたもので、その計画対象期間は概ね20年間とします。

2．河川整備計画の対象区間

本整備計画は、宮田川水系における県管理区間を対象とします。

3．洪水、高潮等による災害の防止または軽減に関する目標

洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関しては、既往最大降雨である昭和57年8月、平成3年8月降雨に対応した堤防、護岸等のハード面の整備を実施するとともに、洪水被害を最小限に抑えるため、地域住民への情報提供、避難経路の周知等のソフト対策の充実に努めます。

4．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

有限な資源である水の有効利用や、良好な河川環境の保全を図るためにも、河川の流況、水質、景観及び動植物の生息・生育環境に十分把握し配慮した上で確保すべき流量を設定し、流域住民及び利水関係者と連携を取りながら適正な水利用を図り、その流量の確保に努めます。

5．河川環境の整備と保全に関する目標

宮田川特有の自然環境の保全、維持・管理に努めるとともに、地域が共有する自然資産として、適正な利用や保全を図りながら、河川環境の保全、整備を目指します。

国道6号より上流部は、ホトケドジョウが生息する湧水のでる現状の良好な水質、底質環境を保全するとともに、水際のツルヨシ等の草本類を保全して、魚類等の生息環境の保全に努めます。

国道6号より下流部は、マコモ等の抽水植物が見られる水際域を保全することにより、ここを利用する魚類や鳥類などの元来の生息種の生息・採餌環境を保全します。また高水敷等に繁茂する草地を保全し、動物等が採餌場所や休息場所として利用できるような、多様性のある河川環境の保全と向上を目指します。水質に関しては、現状の水質を踏まえつつ、流域住民及び関係部局と連携促進しながら、水質調査等を継続的に実施し、水質の管理を行います。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川の整備の実施に関する事項

河川整備の目標を達成するため、整備期間内において以下の項目を実施します。

1. 洪水、高潮等による災害の防止または軽減に関する整備の実施

既往最大降雨である昭和57年8月、平成3年8月降雨に対応するため、国道6号までの宮田川の河道改修を引き続き実施します。

また、洪水被害が起こった場合にも、被害を最小限に抑えるため、雨量、水位情報等の収集及び情報提供を行い、地域の水防活動などの体制強化を支援していきます。

2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備の実施

魚類の生息状況を詳細に把握する追加調査や自然流況、水質を把握するための調査を実施し、流水の正常な機能を維持するために必要な流量（正常流量）を設定します。

また、利水関係者、流域住民と協力して正常流量の確保に努めます。

3. 河川環境の整備と保全に関する整備の実施

河川環境の整備については、流況、水質、生物の生息情報等の河川情報を経年的に蓄積し、環境変化を把握した上で、河川環境の保全に努めていきます。

また、河川工事の実施にあたっては、動植物の生息環境を十分に把握し、専門家の意見を踏まえたうえで、宮田川の持つ自然環境、社会環境に配慮した整備を実施します。

第2節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事実施箇所及び目的

本整備計画において実施する河川工事は、水系の治水安全度の向上を目的とした河道改修工事を以下の箇所において実施します。

河川工事実施の際には、河川環境情報図を作成するなど工事区間の河川環境及び工事の影響を十分把握し、その結果を考慮した上で行います。

表 - 3 河川工事の目的及び施工箇所

河川名	目的	工事实施区間	区間延長	主な整備内容
宮田川	治水安全度の向上	河口～国道6号	3,400m	築堤、掘削、護岸

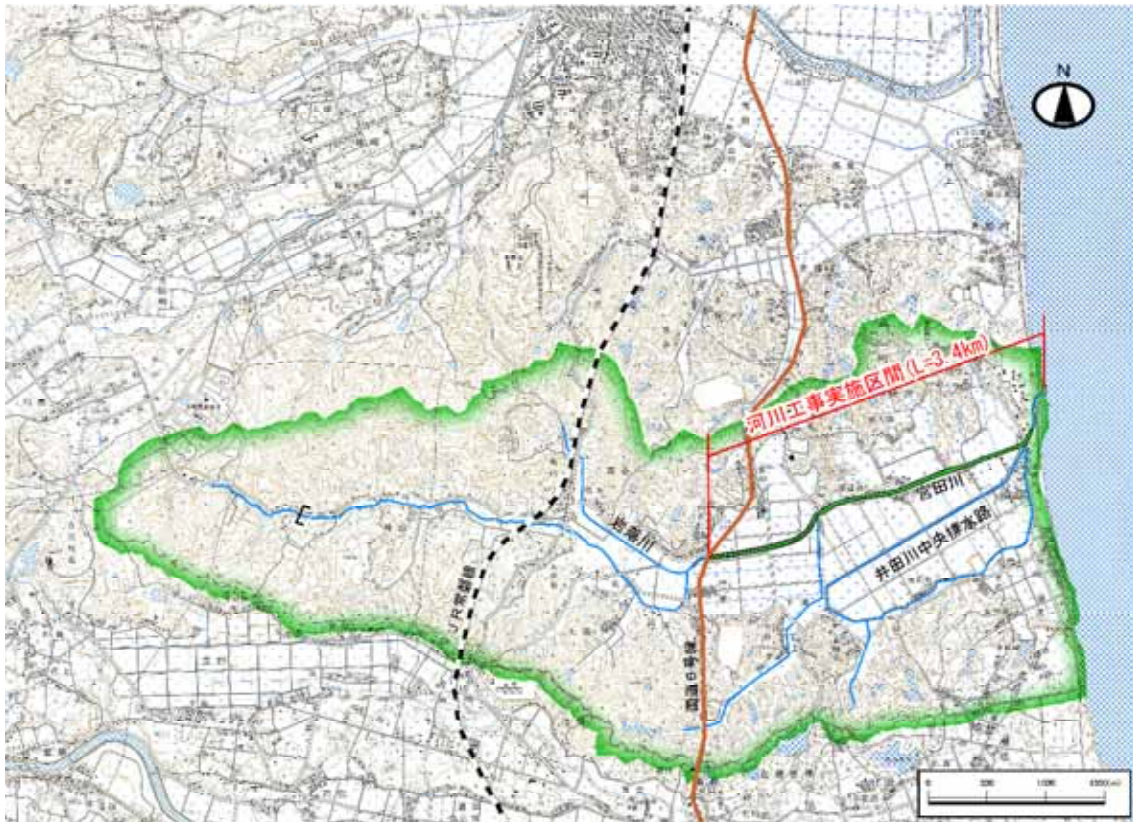


図 - 7 河川工事の施工場所

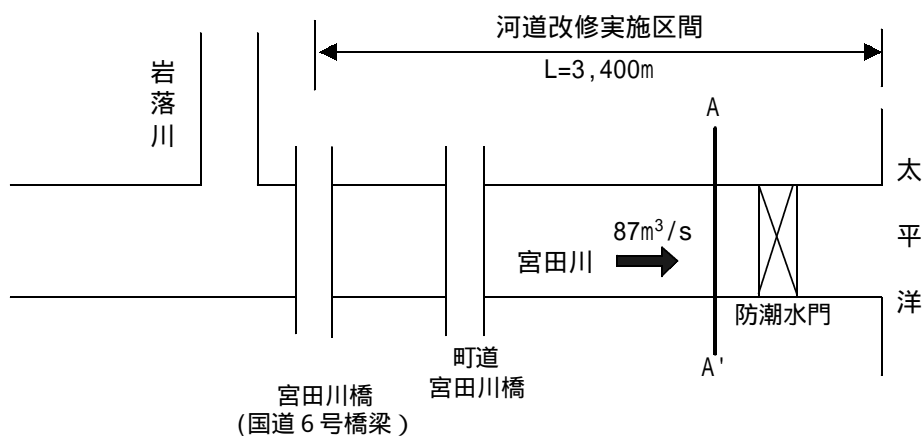
2. 整備内容

宮田川は、昭和58年より統合二級河川改修事業を実施してきました。

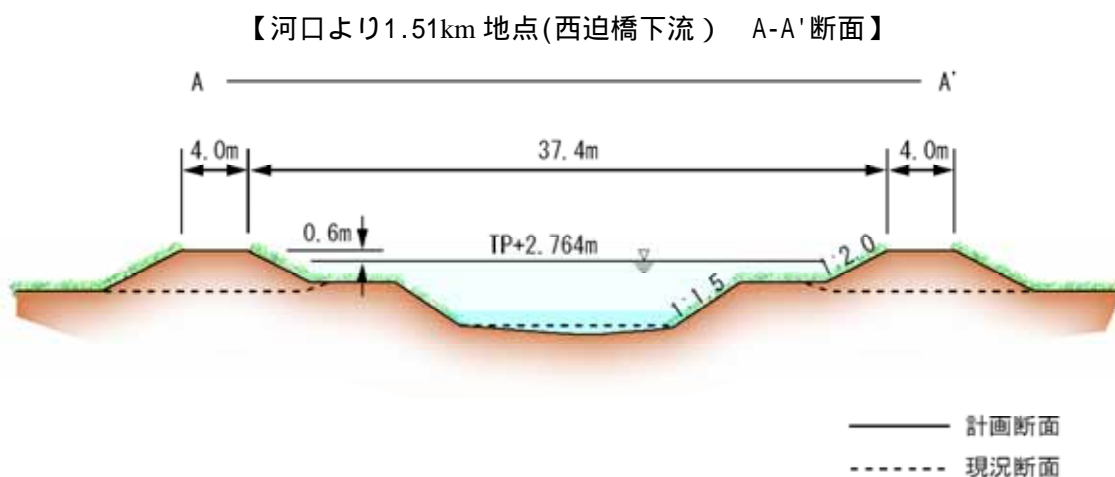
本工事では、これまで実施してきた河道改修における治水効果を早期に発揮するため引き続き河川工事を実施します。

河川工事の実施にあたっては、動植物の生息環境を十分に把握し、専門家の意見を踏まえたうえで、宮田川の持つ自然環境、社会環境に配慮した整備を実施します。また、現況河道の掘削を行う場合においては、平滑化を避け、現況河道の瀬や淵の再生を促すように配慮します。

(1) 流量配分図



(2) 計画横断面図



第3節 河川の維持の目的、種類、施工の場所

1. 河川の維持の目的

河川の維持・管理については、宮田川の持つ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「災害発生の防止」、「流水の正常な機能の維持」、「河川の適正な利用と保全」、「河川環境の整備と保全」の観点から総合的に必要な対策を講ずることを目的としています。

2. 河川の維持の種類及び施工の場所

(1) 災害の発生を防ぐための日々の管理

河川管理施設の維持管理

護岸等の河川管理施設が、常に機能を十分に発揮させることを目的として、出水期前点検、臨時点検、定期的な点検・整備を行うと共に、施設の機能の低下や質的低下などを防ぐための施設の補修等を必要に応じて実施します。

下流の防潮水門、海口閘門については、管理者と十分連携し、洪水時等の操作・管理を実施します。

河道の維持管理

定期的な巡視により、土砂の堆積、植生状況及び動植物の生息状況を把握し、洪水流下の障害になる場合には、動植物の生息、生育状況に配慮し、堆積土砂の除去や、河道内植生の伐採、除草を実施します。

河川情報の管理

河川の水位・流量や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や渇水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測・収集して情報の提供に努めます。

(2) 洪水管理

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し、洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、水防意識の高揚を図るため、災害関連情報の提供や広報活動を実施します。また、防災関係機関(報道機関、消防、警察、通信、電力等)と緊密な連携がとられるように協力体制の強化を図ります。

洪水時はパトロールを行って河川情報を収集し、関係機関に対して洪水情報の迅速な提供を図ります。

(3) 地震対策

気象庁が発表する震度が、所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制の配置を把握し、河川管理施設等の点検や情報伝達手段を確保するとともに情報収集に努めます。また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施します。

(4) 水量、水質への対応

水量・水質について経年的な把握に努め、水質悪化、水質事故等の問題が生じた際には迅速で適切な対応に努めます。

また、パンフレットや広報活動等により、節水意識の向上や生活雑排水を直接河川へ流さないことなどを呼びかけるなど、流域住民に対する啓蒙活動を実施します。

(5) ゴミ、土砂、車両等の不法投棄の防止

地域と一体となった一斉清掃等の河川美化運動の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両等の不法投棄の未然防止に努めると共に、不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者に撤去させるものとします。

第4節 その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

1. 地域ぐるみの河川整備

より地域に密着した宮田川になるよう、地域住民、ボランティア団体及び関係機関と協働し、河川整備を進めていきます。

(1) 河川情報の共有化

インターネット、広報等を通じ、地域住民に対して河川に関するさまざまな情報を定常的に提供し、流域住民から河川の問題及び要望等の情報を収集します。

(2) 意見交換

工事説明会等により河川整備に対する意見交換の場を設け、河川整備を進めていきます。

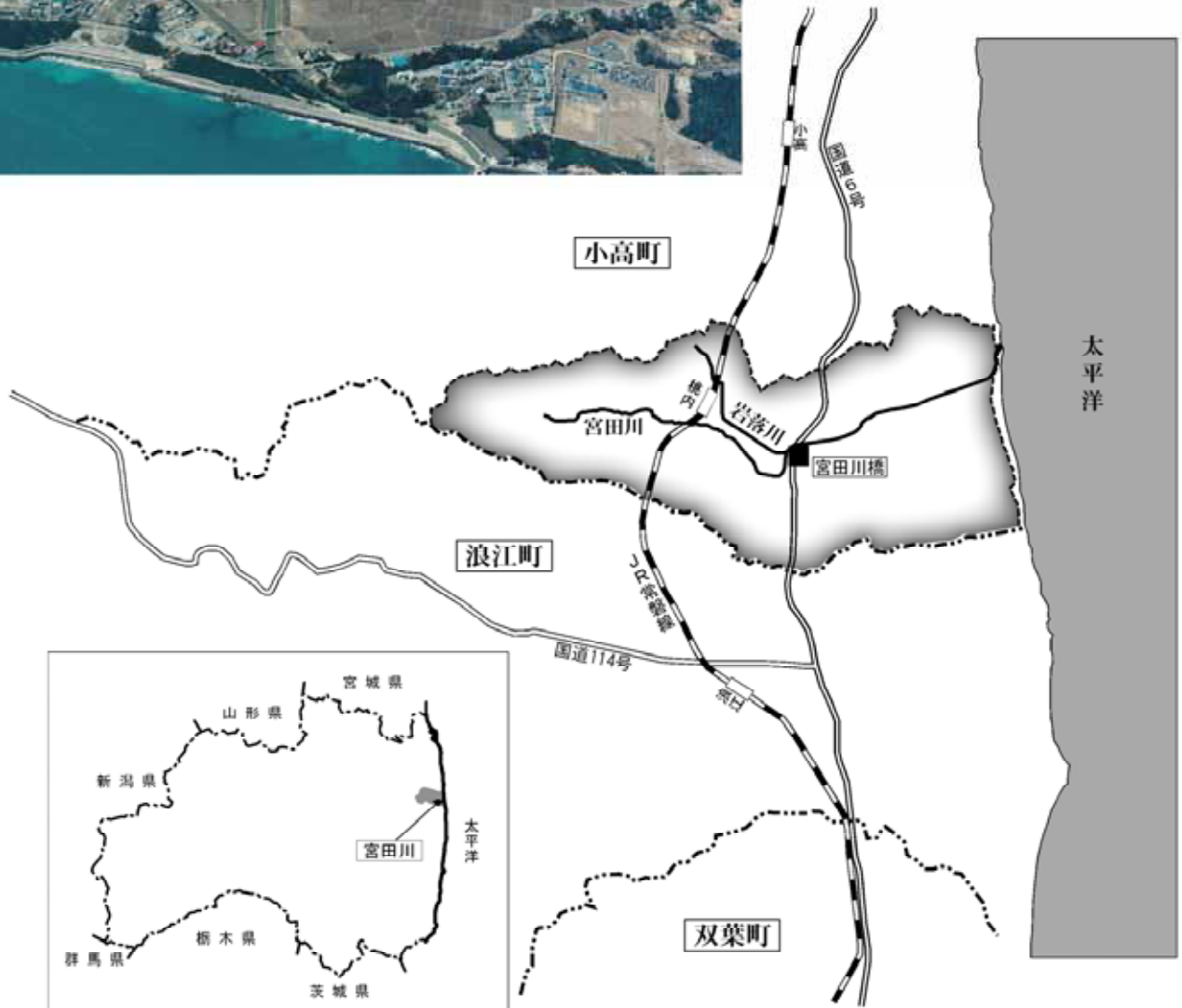
(3) 地域活動の支援

ボランティアによる河川の清掃活動、地域住民による河川愛護活動の支援、保護及び育成に努めます。

2. 計画の見直しに関する事項

本計画は、現時点での河川整備水準の目標に配慮し、かつ社会状況、自然状況、河道状況に基づき、今後20年間の整備目標を作成したものです。

策定後にこれらの状況の変化や、新たな知見・技術の進展等によっては、適宜、河川整備計画の見直しを行うものとします。



凡 例

- 宮田川橋基準地点
(国道6号橋梁)
- 流域界
- 県界
- 市町村界

